

カートドライバーライセンス講習会規定

※下線部：変更箇所

改正案	現行規定
<p>第1条～第3条 【略】</p> <p>第4条 開設申請の手続 講習会を主催しようとする者は、次の申請料を添え、所定の書式をもって開催予定日の1ヶ月前までに、J A Fへ申請しなければならない。</p> <p>1. ～2. 【略】</p> <p>第5条～第11条 【略】</p> <p>第12条 主催者の報告義務 1. 講習会的主催者は、講習会の終了後7日以内に、書面をもって次の事項を、J A Fへ報告しなければならない。</p> <p>1) ～5) 【略】</p> <p>2. 報告書はJ A F所定の書式に<u>より提出</u>する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第1条～第3条 【略】</p> <p>第4条 開設申請の手続 講習会を主催しようとする者は、次の申請料を添え、所定の書式をもって開催予定日の1ヶ月前までに、<u>J A F 地方本部または支部を通じ、J A F 本部</u>へ申請しなければならない。</p> <p>1. ～2. 【略】</p> <p>第5条～第11条 【略】</p> <p>第12条 主催者の報告義務 1. 講習会的主催者は、講習会の終了後7日以内に、書面をもって次の事項を、<u>J A F 地方本部または支部を通じ、J A F 本部</u>へ報告しなければならない。</p> <p>1) ～5) 【略】</p> <p>2. 報告書はJ A F所定の書式に<u>よるものとし、提出先は、主催者の住居を管轄するJ A F 地方本部または支部とする</u>。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>